

熊谷市の

国民健康保険



予防
しましょう
フレイル
&生活習慣病付き

発行日 令和7年7月1日



このパンフレットはスマホ・タブレットでも見られます
This publication can also be seen on smartphones and tablets.

- 音声読み上げ機能 (Reading Aloud)
- 多言語自動翻訳機能 (Multi-lingual Translation)

[ご利用の前に] 上記機能のご利用には「Catalog Pocket」という無料のアプリをインストールすることをお勧めします。アプリを使用せずブラウザで閲覧することもできます。

- ①お手持ちのスマートフォン・タブレットでQRコードを読み込みます。
- ②ブラウザ版が表示されます。アプリで閲覧する場合は、下部「アプリで開く」ボタンからアプリのストア画面に移行できますので、案内に従いインストールしてください。

[Before Use] We recommend that you install a free application called "Catalog Pocket" to use the above functions. You can also browse with a browser without using the app.

- ①Read the QR code with your smartphone or tablet.
- ②The browser version will be displayed. When browsing with the app, you can switch to the app store screen from the "Open in app" button at the bottom, so please install according to the guidance.

マイナ保険証を利用しましょう

お問い合わせ **国保担当窓口**

熊谷市役所 ☎048-524-1111

- 国保の医療の給付等について
保険年金課 国保給付係(内線276・360)
- 国保の資格・国保税の税額等について
保険年金課 国保税係(内線248・279・379)
- 国保税の納付等について
納税課 納税係(内線259～261)

大里行政センター 市民福祉係
☎0493-39-0311

妻沼行政センター 市民係
☎048-588-1321

江南行政センター 市民福祉係
☎048-536-1521



▲熊谷市国保HP

国保からの大切なお知らせ

令和6年12月2日以降

新規の保険証は発行されなくなり、マイナ保険証（保険証利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とするしくみに移行しました。まだお持ちでない場合は、ぜひ、マイナンバーカードの保険証利用登録をご確認ください。



マイナ保険証がない場合

令和6年12月2日以降は、マイナ保険証を保有していない人や保険証利用登録を解除した人には、申請によらず被保険者資格の情報が記載された「資格確認書」が交付されますので、引き続き医療機関等を受診することができます。



※ただし、マイナ保険証を紛失・更新中の人は申請が必要です。

「資格情報のお知らせ」とは？

マイナ保険証を保有している人には「資格情報のお知らせ」が交付されますので、オンライン資格確認ができない医療機関を受診する際等に提示してください。



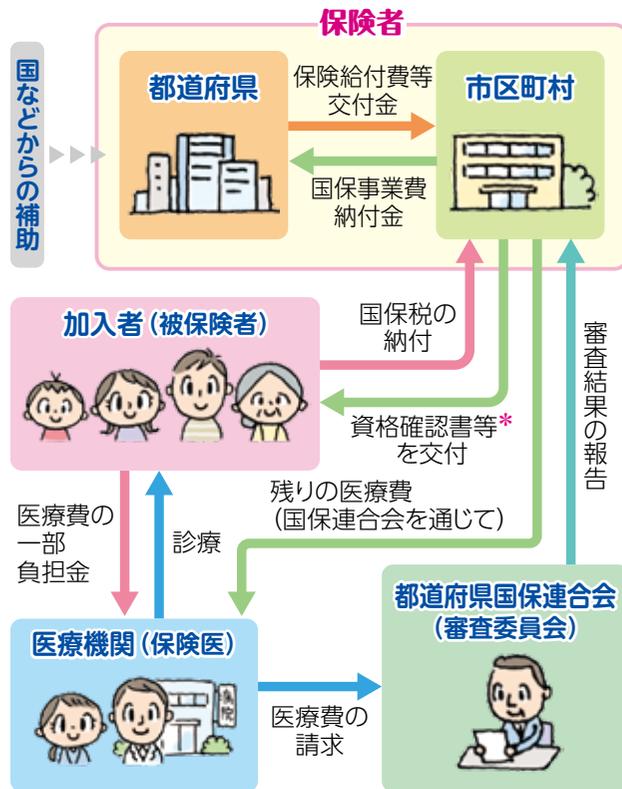
詳しくは **マイナンバー総合フリーダイヤル**
TEL 0120-95-0178



▲デジタル庁HP

国保のしくみ

国保（国民健康保険）とは、病気やケガをしたとき、安心して医療を受けられるよう、みなさん（被保険者）がお金（国保税）を出し合って、互いに助け合う制度です。都道府県と市区町村が協力して運営しています。



*令和6年12月2日以降、新規の保険証は発行されなくなりました。マイナ保険証の未保有者には「資格確認書」、保有者には「資格情報のお知らせ」が交付されます。

国保のしくみ



フレイル予防をはじめたら「今」!

フレイルとは、加齢に伴い心身の機能が衰えること。高齢期はもちろん、若いうちからの心がけて健康長寿を目指しましょう。

国保に加入する人

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国保の加入者（被保険者）です。

お店などを経営している
自営業の人



農業・漁業などに従事
している人



職場の健康保険などを
やめた人とその家族



パート、アルバイトなど
で、職場の健康保険に
加入して
いない人



外国籍で、職場の健康保険などに加入せず、
3か月を超えて日本に滞在する人

◎外国籍の人も加入しなければなりません

People with foreign nationality are also required to participate in the National Health Insurance.

外籍人士也必須加入国民健康保險。

외국 국적을 가진 사람도 국민건강보험에 가입해야 합니다.



加入は世帯ごとです

国保では、大人や子どもの区別なく、一人ひとりが被保険者になりますが、加入は世帯ごととなり、届け出や国保税の納付などは世帯主が行います。

国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入するときや、やめるときは、**14日以内**に窓口へ届け出を行ってください（裏面参照）。

加入するとき

- ほかの市区町村から転入したとき
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

※国保税は加入の届け出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって納めます。

国保のしくみ

やめるとき

- ほかの市区町村へ転出したとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき
- 後期高齢者医療制度に加入したとき
(75歳に到達し加入するときは届け出不要)



※ほかの健康保険などに加入したのに届け出が遅れると、保険料と国保税が二重払いになってしまふことがあります。

※国保の資格のない状態で医療機関を受診した場合、国保の負担分はあとから返還していただきます。

国保のしくみ

70歳以上の人の医療

◆70歳以上75歳未満の人

70歳になると所得に応じて自己負担割合や自己負担限度額が変更になります。「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が交付されますので、自己負担割合等をご確認ください。



誕生日が1日の人

その月から

誕生日が2日～末日の人

翌月から

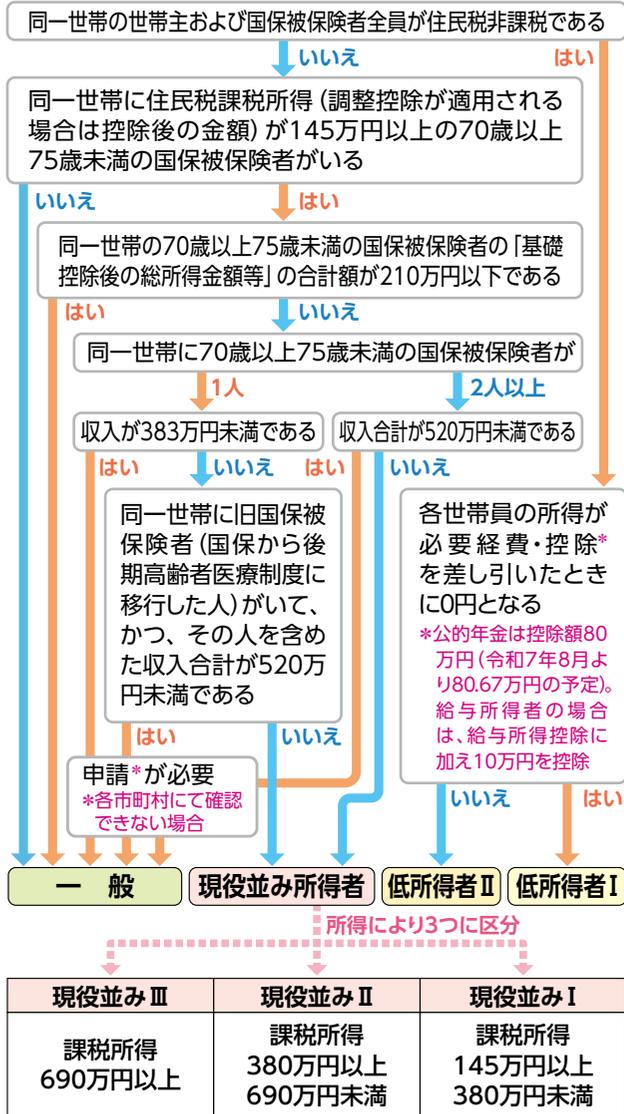
75歳になったとき

75歳*の誕生日当日から、すべての人が**後期高齢者医療制度**で医療を受けます。受診の際は、マイナ保険証や後期高齢者医療広域連合から交付される資格確認書等を使用してください。医療費の自己負担割合は1割または2割(現役並み所得者は3割)です。



*一定の障がいがある人は65歳から対象

70歳以上75歳未満の人の所得区分



国保で受けられる給付

病気やケガをしたとき（療養の給付）

病気やケガをしたとき、医療機関等でマイナ保険証(または資格確認書)を利用すれば、一部負担金を支払うだけで次のような医療を受けられます。

《国保で受けられる医療》

- 診察
 - 入院・看護
 - 医療処置・手術
 - 在宅療養・看護
 - 薬や治療材料の支給
 - 訪問看護(医師が必要と認めた場合) など
- ※状況によっては、国保が使えないケースがあります。(P13参照)



《自己負担割合（一部負担金）》

義務教育就学前 <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">2割</div>	70歳以上75歳未満 <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">2割</div>
義務教育就学以上70歳未満 <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">3割</div>	現役並み所得者 (P7参照) <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">3割</div>

※75歳以上の人は後期高齢者医療制度で医療を受けます。



医療費の上位は「糖尿病」関連です！

入院したときの食事代

入院したときは、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代の一部を自己負担します。

◆入院したときの食事代（1食あたりの標準負担額）

一般（下記以外の人）		510円
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ（P7参照）	過去1年間の入院が90日以内	240円
	過去1年間の入院が91日以上	190円
低所得者Ⅰ（P7参照）		110円

※住民税非課税世帯、低所得者Ⅱ・Ⅰの人で「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な場合は国保の窓口申請してください。マイナ保険証を利用する場合は申請不要です。また、91日以上入院の場合は改めて申請が必要（マイナ保険証を利用する場合も必要）です。

◆療養病床に入院したときの食事代・居住費

65歳以上の人が療養病床に入院したときは、食事代・居住費の一部を自己負担します。

	食事代 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
一般（下記以外の人）	510円*	370円
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ（P7参照）	240円	
低所得者Ⅰ（P7参照）	140円	

*一部医療機関では470円

入院時に負担した食事代・居住費は、高額療養費の対象外です。

熊谷市では糖尿病や慢性腎臓病の医療費が高く、重症化すると透析が必要になることもあります。日頃の予防が大切です。

いったん全額自己負担したとき（療養費の支給）

次のような場合には、いったん全額自己負担となりますが、国保の窓口申請して認められると、自己負担分を除いた額が払い戻されます。申請から支給まで2～3か月かかります。

こんなとき	申請に必要なもの
1 緊急などでやむを得ず、マイナ保険証（または資格確認書）を持たずに診療を受けたとき	● 診療報酬明細書（レセプト） ● 領収書（医療機関に全額払ったことが確認できるもの）
2 医師が認めたコルセットなどの治療用装具を購入したとき 	● 治療用装具製作指示装着証明書または装着指示書 ● 領収書及び明細書 ● 靴型装具については、当該装具の写真
3 輸血のための生血代（医師が認めた場合） 	● 医師の診断書か意見書 ● 輸血用生血液受領証明書 ● 領収書
4 国保を扱っていない柔道整復師の施術代（P11参照） 	● 明細がわかる領収書 ● 診療内容の確認ができる書類
5 はり・きゅう・マッサージを受けたとき（医師が認めた場合）	● 医師の同意書 ● 明細がわかる領収書 ● 診療内容の確認ができる書類
6 海外滞在中に医療機関にかかったとき（治療目的での渡航は除く*） *一部例外あり 	● 診療内容の明細書と領収明細書（外国語のものは日本語の翻訳を添付） ● パスポート等渡航履歴のわかるもの

● お振込先が確認できるもの ● マイナ保険証または資格確認書 ● マイナンバー（個人番号）と本人確認書類 *

* マイナ保険証をお持ちの場合は不要

柔道整復師にかかるとき

柔道整復師（接骨院・整骨院など）の施術に国保が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限られます。また、同一の負傷において、同時期に医師と重複してかかることはできません。

国保が使える場合（外傷性が明らかな場合）

- 打撲およびねんざ等（いわゆる肉離れを含む）
- 骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）



国保が使えない場合（全額自己負担となります）

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の施術
- 仕事中や通勤途上での負傷（→労災保険の対象となります）



「療養費支給申請書」に署名を

国保を扱っている接骨院・整骨院では、マイナ保険証（または資格確認書）を利用すれば、一部負担金を支払うだけで施術を受けられます（受領委任）。その際は「療養費支給申請書」に記載された施術内容を確認し、署名してください。

出産・死亡・移送

こんなとき	申請に必要なもの
<p>◆子どもが生まれたとき (出産育児一時金)</p> <p>国保の被保険者が出産したときに支給されます(妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給)。出産育児一時金は原則として国保から直接医療機関に支払います(直接支払制度)。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産費用の領収・明細書 ● 直接支払制度に関する合意文書 <p>※死産・流産の場合は「医師の証明書」 ※海外で出産した場合は、出生・出産証明書およびその翻訳文、出産者の入国がわかるパスポート、母子健康手帳</p>
<p>社会保険に1年以上継続加入し、資格喪失後6か月以内の出産は、従前の社会保険から支給される場合があります。その場合、国保から給付を受けることはできません。</p>	
<p>◆死亡したとき(葬祭費)</p> <p>被保険者が亡くなったときに、葬祭を行った人に支給されます。</p> <p>※ほかの健康保険から支給される場合、国保からの給付を受けることはできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 会葬礼状または葬祭費用の領収書(喪主の方の氏名が確認できるもの) 
<p>◆移送の費用がかかったとき(移送費)</p> <p>医師の指示による入院や転院のために移送の費用がかかったとき、申請して国保が必要と認めた場合に支給されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の意見書 ● 領収書(移送区間、距離、方法のわかるもの) 

●お振込先が確認できるもの ●マイナ保険証または資格確認書 ●マイナンバー(個人番号)と本人確認書類

第三者行為による病気やケガ

交通事故など、第三者からの行為によって傷病を受けた場合も国保で治療を受けられます。本来、治療費は加害者が支払うべきところを国保が一時的に立て替え、あとで加害者等に請求します。必ず国保の窓口連絡し、届け出てください。

◆第三者行為とは

- 交通事故
- 暴力行為を受けた
- 他人の飼い犬に噛まれた
- 飲食店で食中毒にあった など



申請に必要なもの

- 第三者行為による傷病届
 - 事故証明書(交通事故の場合)
 - マイナ保険証(または資格確認書) ● 印かん
 - マイナンバー(個人番号)と本人確認書類* など
- *マイナ保険証をお持ちの場合は不要

※治療費を受け取ったり示談を結んでしまうと、給付ができなくなる場合があります。示談の前に必ず国保の窓口連絡してください。

こんな場合は国保が使いません

《病気とみなされないもの》

- ◆ 健康診断・人間ドック・予防接種
- ◆ 正常な妊娠・出産
- ◆ 経済上の理由による妊娠中絶
- ◆ 美容整形・歯列矯正
- ◆ 単なる疲労や倦怠
- ◆ 軽度のシミ・アザ・わきが など

《ほかの保険が使えるもの》

- ◆ 業務上(仕事や通勤中)の病気やケガ
→ 労災保険の対象になります
- 《保険給付が制限されるもの》
- ◆ けんかや故意の事故、犯罪などによるケガや病気
- ◆ 医師や国保の指示に従わなかったとき

骨が弱くなると転倒などで骨折し、寝たきりになるリスクが高まります。カルシウムやビタミンDなどを積極的にとりましょう。 13

医療費が高額になったとき

同じ月内の医療費の負担が高額になり、自己負担限度額を超えた場合、申請して認められれば、限度額を超えた分が**高額療養費**としてあとから支給されます。



※同じ都道府県内の市区町村間で住所を異動した月は、異動前と異動後の限度額がそれぞれ2分の1となります。

※支給を受けられるのは診療月の翌月の初日から2年間で、2年を過ぎると時効になります。

限度額適用認定証

医療機関の窓口での支払いは、オンライン資格確認や「**限度額適用認定証***」の提示により、自己負担限度額までとなります(国税の滞納や所得が未申告の場合は制限されます)。「限度額適用認定証」の交付を希望される人は、事前に国保の窓口で申請してください。

★マイナ保険証を利用する場合は、認定証の申請・提示は不要です。

*住民税非課税世帯、低所得者Ⅱ・Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」

◆申請が必要な人

マイナ保険証を未保有で

- ・70歳未満の人
- ・70歳以上75歳未満で下記の区分の人

低所得者Ⅱ・Ⅰ

現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ

(P7参照)



70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区分	限度額(3回目まで)	限度額(4回目以降)
ア	年間所得 901万円超 252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
イ	年間所得 600万円超 901万円以下 167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ	年間所得 210万円超 600万円以下 80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
エ	年間所得 210万円以下 57,600円	44,400円
オ	住民税 非課税世帯 35,400円	24,600円

●過去12か月間に、3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から限度額が下がります。

※年間所得=総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

※所得の申告がない場合は、所得901万円超とみなされます。

◆自己負担額の計算方法

- ①暦月(1日～末日)ごとに計算。
- ②同じ医療機関でも内科と歯科、外来と入院はそれぞれ別計算。
- ③2つ以上の医療機関にかかった場合には別計算。
- ④保険外診療や入院時の食事代、差額ベッド代などは計算の対象外。

※70歳以上75歳未満の人は、月ごとに病院・診療所、内科・歯科の区別なく合算します(保険外診療や入院時の食事代、差額ベッド代などは計算の対象外)。

節度ある適度な飲酒量は1日に純アルコール量20g程度(女性・高齢者はその半量)。日本酒(15度)なら180mLまでです。

70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区分(P7参照)		外来(個人単位) の限度額 A	外来+入院 (世帯単位)の 限度額 B
		Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1% 【140,100円】
Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1% 【93,000円】		
Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1% 【44,400円】		
一般	18,000円 〈年間上限 144,000円〉*	57,600円 【44,400円】	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

*年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

【 】内は、過去12か月間に限度額を超えた支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額

◆75歳になる月の自己負担限度額について

75歳になる月は、国保と後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ2分の1になります。



自分のため、みんなのために
タバコはキッパリやめましょう!

世帯の医療費を合算して限度額を超えたとき

◆70歳未満の人の場合

同一世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して自己負担限度額を超えた分が、あとから支給されます。



◆70歳以上75歳未満の人の場合

一般と低所得者の人は、外来(個人単位)の限度額Aを適用したあとに、外来+入院(世帯単位)の限度額Bを適用します。



◆70歳未満の人と、70歳以上75歳未満の人が同一世帯の場合

70歳未満の人と、70歳以上75歳未満の人が同一世帯にいる場合も、合算することができます。



タバコはがんや脳卒中、COPDなどのリスクを高め、周囲には受動喫煙による健康被害を及ぼします。今すぐ禁煙を。

高額療養費の支給を年4回以上受けたとき

過去12か月間に、同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合(多数回該当)は、「4回目以降の限度額」を超えた分が、あとから支給されます。

同一都道府県内なら多数回該当を通算

同一都道府県内での市区町村間の住所異動で、世帯構成が変わらない場合は、高額療養費の該当回数が通算されます。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A県	P市	①	②	③						
	Q市				④	⑤	⑥	⑦		

P市からQ市へ転居 ここから該当

特定疾病で長期間高額な治療を必要とする場合

長期間にわたって高額な治療を必要とする特定疾病の人は、「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を医療機関などの窓口に表示することで、自己負担限度額は1か月10,000円までとなります。

※マイナ保険証の場合は、申請は必要ですが提示は不要です。

厚生労働大臣指定の特定疾病

- 人工透析が必要な慢性腎不全
(70歳未満で年間所得600万円超の人の自己負担限度額は1か月20,000円まで)
- 先天性血液凝固因子障害の一部
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

世帯に介護保険の受給者がいる場合

〈高額医療・高額介護合算療養費〉

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる世帯の場合、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に自己負担の年額を合算して、下記限度額を超えた分が、申請によりあとから支給されます。

自己負担限度額(年額:8月~翌年7月)

●70歳未満の人

区 分		限度額
ア	年間所得901万円超	212万円
イ	年間所得600万円超901万円以下	141万円
ウ	年間所得210万円超600万円以下	67万円
エ	年間所得210万円以下	60万円
オ	住民税非課税世帯	34万円

※年間所得=総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

●70歳以上75歳未満の人

区 分(P7参照)		限度額
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円
	Ⅱ 課税所得380万円以上 690万円未満	141万円
	Ⅰ 課税所得145万円以上 380万円未満	67万円
一 般		56万円
低所得者Ⅱ		31万円
低所得者Ⅰ		19万円*

*介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円

医療費が高額になったとき

医療費が高額になったとき

国 保 税

国保税は、みなさんの医療費にあてられる国保の大切な財源です。必ず納期限内に納めましょう。



国保税の決め方

国保税は次の項目の合計で世帯ごとに計算されます。

所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算
均等割	世帯の被保険者数に応じて計算

《税率等》

区 分		医療 給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護 納付金分
		税率等	税率等	税率等
所得割額	課税総所得金額 ×税率	7.04/100	2.48/100	2.02/100
均等割額	一人あたり額 ×被保険者数	35,500円 (17,750円)	14,500円 (7,250円)	14,500円
限度額	合算額	65万円	24万円	17万円

- ・国保税の介護納付金分は40歳以上65歳未満の人のみ計算します。
- ・課税総所得金額＝前年の総所得金額等－住民税基礎控除額
- ・未就学児均等割額は()内の金額です。

国保税は社会保険料控除の対象となります

1月1日から12月31日までの期間に納めた国保税は、その年分の確定申告・年末調整および住民税の申告の際に、社会保険料控除の対象になります。

国保税は資格を得た月から納めます

国保税は国保の資格が発生した月から納めることになります。届け出が遅れた場合は、資格を得た月までさかのぼって納めます(遡及賦課^{そきゅうふか})。

年度の途中で加入や脱退をした場合

年度の途中で国保に加入・脱退した場合には月割で計算して、納期限までに納めます。

●年度の途中で加入した場合

$$\text{年間国保税} \times \frac{\text{加入した月から3月末までの月数}}{12}$$

●年度の途中で脱退した場合

$$\text{年間国保税} \times \frac{4\text{月から脱退した月の前月までの月数}}{12}$$

国保税の納付は口座振替が便利です! /

国保税の納め忘れがないように口座振替をご利用ください。一度手続きをすると、翌年度以降も原則自動的に継続されるので、たいへん便利です。指定の金融機関へ直接お申し込みください。

手続きに必要なもの

- 納税通知書
- 預(貯)金通帳
- 印かん
(通帳届出印)



体を動かさないと筋力が低下し、転倒・骨折の原因に。座りっぱなしの時間が長くなり過ぎないように注意しましょう。

国保税の納め方

国保税の納め方は、年齢によって異なります。

40歳未満の人

医療給付費分と後期高齢者支援金等分を合わせて国民健康保険税として納めます。



国民健康保険税

医療給付費分

後期高齢者支援金等分

年度の途中で 40歳になるとき

40歳になる月(誕生日が1日の人はその前月)から介護納付金分を納めます。

40歳以上 65歳未満の人

(介護保険の第2号被保険者)

医療給付費分と後期高齢者支援金等分に介護納付金分を加えて、国民健康保険税として納めます。



国民健康保険税

医療給付費分

後期高齢者支援金等分

介護納付金分

年度の途中で 65歳になるとき

65歳になる前月(誕生日が1日の人はその前々月)までの介護納付金分を、国民健康保険税として納めます。

国保税は世帯主が納めます

世帯主が国保加入者でなくても、ほかの家族が加入していれば、世帯主に納税通知書が送付されます。

65歳以上75歳未満の人

(介護保険の第1号被保険者)

医療給付費分と後期高齢者支援金等分を合わせて国民健康保険税として納め、介護保険料は別に納めます。



原則として年金から差し引かれます。ただし、年金が年額18万円未満の人は、大里広域市町村圏組合へ個別に納めます。

国民健康保険税

医療給付費分

後期高齢者支援金等分

介護保険料

介護納付金分

原則年金からの
天引き

◆特別徴収

世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の場合は、原則として世帯主の年金から差し引かれます。

※申し出により口座振替に変更できます。金融機関で口座振替をお申し込みのうえ、保険年金課または各行政センターへ申出書を提出してください。

◆普通徴収

下記の場合は、市区町村へ個別に納めます。

- ・世帯主が国保被保険者以外の場合
- ・年金が年額18万円未満の場合
- ・国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金の2分の1を超える場合

納付方法

睡眠不足は、さまざまな疾患の発症リスクを高めます。成人は6時間以上を目安に、“睡眠休養感”の高い眠りを。

国保税の減額について

国保では、一定の所得以下の世帯に対して、国保税を減額する制度があります。

所得の把握は、みなさんの申告に基づいて算定されます。**所得のない人も所得の申告をしてください。(確定申告等で配偶者や扶養となっている場合も、16歳以上の人は国保税の所得の申告をしてください。)**

なお、災害などのため支払いが困難なときは、国保税の減免が認められる場合があります。

国保税



どうしても納付が困難なときは

特別な事情により、国保税の納付が困難なときは、滞納のままにせず、お早めに納税課へご相談ください。



国保税の軽減措置

下記に該当するときは、国保税が軽減される場合があります。

◆倒産や雇い止め等、非自発的失業者の場合

65歳未満で雇用保険の特定受給資格者や特定理由離職者に該当する人には、離職翌日から翌年度末までの国保税を算定するとき、前年の給与所得を30/100とみなして行う軽減措置があります。

※保険年金課への届け出が必要です。

◆後期高齢者医療制度に移行する場合

世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その世帯の国保被保険者がひとりになった場合、その世帯の医療給付費分および後期高齢者支援金等分の平等割額が5年目まで2分の1軽減、その後3年間は4分の1軽減されます。

◆未就学児がいる場合

世帯内の国保被保険者に未就学児がいる場合、その未就学児に係る国保税の均等割額の2分の1を減額します。なお、低所得者軽減が適用される世帯の場合、軽減を適用した後の均等割額の2分の1を減額します。

◆被保険者が出産する場合

被保険者が出産する場合、産前産後期間相当(4か月(多胎妊娠の場合は6か月))の国保税(均等割額・所得割額)が免除されます。

※保険年金課への届け出が必要です。

国保税

医療費を上手に節約しましょう

ジェネリック医薬品を積極的に活用

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同等の効果があがりながら、価格が安く設定された医療用医薬品です。積極的に活用しましょう。

安全性は？

国の品質基準をクリアしているので安心です。



ほかに特徴は？

大きさ・形・味・色など飲みやすく改良された薬もあります。



利用するには？

まずは医療機関で利用希望の意思表示をしましょう。



◆お薬手帳を持ちましょう

お薬手帳は服薬歴等の情報源となり、薬の重複や飲み合わせのチェックに役立ちます。一冊にまとめて受診の際に持参しましょう。



◆ポリファーマシー（多剤服用）を回避しましょう

何種類もの薬を同時に服用し、副作用などの有害事象を起こすことを「ポリファーマシー」と呼び、問題になっています。飲み忘れにより残薬が増える原因にもなるので、不安や問題があればかかりつけ薬剤師に相談しましょう。



歯科健診を受けましょう!

医療機関と上手に付き合う

◆「かかりつけ医」を持ちましょう

紹介状なしで大病院を受診する場合、初診料とは別に特別料金の負担があります。まずは、日常的な病気の治療や相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」を受診し、必要に応じて紹介状を書いてもらいましょう。



◆「重複受診」や「時間外受診」はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関にかかる「重複受診」は医療費増加だけでなく、体にも悪影響を及ぼします。また、緊急性がない休日や夜間の「時間外受診」は、不要な医療費の増加や医療現場の負担にもつながります。



●休日や夜間に子どもが急病の際は小児救急電話相談（#8000）の利用を。

◆セルフメディケーションを実践しましょう

セルフメディケーションとは、定期的に健診を受け、軽度な不調であればOTC医薬品（市販薬）を使って自分で対処するなど、健康の維持・管理に自ら積極的に取り組むことです。健康意識の高まりは医療費の節約につながります。



◆リフィル処方せんを活用しましょう

リフィル処方せんは、医師の判断のもと1回の通院で最大3回まで繰り返し使用できる処方せんです。通院負担の軽減や医療費の節約につながります。

お口の機能低下はフレイルの引き金になります。定期的に歯科健診を受けて、歯周病予防や口腔ケアに取り組みましょう。

国保加入者の補助について

熊谷市では、健康管理と疾病予防を目的に、国保加入者のがん検診、人間ドック・脳ドック検査料の助成をします。また、保養施設の利用にあたって宿泊費の一部を補助します。

■がん検診料助成

対象者 熊谷市が熊谷市医師会に委託して実施する各種がん検診を受ける国保加入者

補助額 料金の全額

注意事項 国保人間ドック検査料助成を受けた人は、胃がん、肺がん、大腸がん、肝炎ウイルス検診は受診できません。

※検診当日、マイナ保険証(または資格確認書)を持参のうえ窓口で提示してください。
※受診にあたっては、検診を実施する熊谷保健センターの指示にしたがってください。

がん検診に関するお問い合わせ先

●熊谷保健センター TEL 048-526-5737

■国保の保養施設補助

熊谷市の国保に加入している人が、指定の保養施設を利用(宿泊)する場合、宿泊費の一部を補助します。

対象者 熊谷市の国保加入者で国保税を完納している人

補助額 大人3,000円 小人(小学生)2,000円
(1年度1人1回)

利用方法 指定の保養施設に予約をし、マイナ保険証(または資格確認書)を持って国保の窓口申請してください。

■人間ドック・脳ドック検査料助成

対象者 満30歳以上(申請当日)の熊谷市の国保加入者

補助額 人間ドック・脳ドックのどちらか1年度1人1回30,000円
(30,000円に満たないときはその額まで)

利用方法 ①希望する指定医療機関に直接申し込み、受検日を予約します。
②マイナ保険証(または資格確認書)を持って国保の窓口申請し、助成承認決定通知書を受け取ります。
③検診当日、予約した指定医療機関に②の決定通知書を提出すると、検査料から助成額を差し引いた金額で受検できます。

注意事項 国保人間ドック検査料助成を受けた人は、特定健診は受診できません。受診した場合は、健診費用を返還していただく場合があります。



肥満がなくても高血糖が多い!

(表1)

令和7年度熊谷市国民健康保険・後期高齢者医療制度人間ドック助成指定医療機関

	医療機関名	所在地	電話番号
1	あいざわクリニック	桜木町1-195	048-520-1730
2	籠原病院	美土里町3-136	048-532-6747
3	くぼじまクリニック	久保島1785-2	048-533-7511
4	熊谷外科病院	佐谷田3811-1	048-521-4115
5	熊谷生協病院	上之3854	048-524-3841
6	熊谷総合病院	中西4-5-1	048-521-0065
7	埼玉慈恵病院	石原3-208	048-521-0321
8	たがやクリニック	銀座1-110	048-522-4480
9	千島内科クリニック	玉井314-3	048-530-6446
10	ティーエムクリニック	三ヶ尻48	048-533-8836
11	藤間病院総合健診システム	末広2-138	048-524-0146
12	平田クリニック	肥塚4-205	048-520-2255
13	松井医院	宮町2-60	048-522-1680
14	ゆうあい内科・脳神経クリニック	太井1685-1	048-522-8880
15	吉田医院	本石2-61	048-521-1083
16	岩崎医院	深谷市東方3688-5	048-572-8181
17	小川赤十字病院	比企郡小川町小川1525	0493-72-2333
18	埼玉成恵会病院	東松山市石橋1721	0493-23-1221
19	東松山医師会病院健診センター	東松山市神明町1-15-10	0493-25-0232
20	東松山市立市民病院	東松山市松山2392	0493-24-6111
21	深谷寄居医師会メディカルセンター	深谷市上柴町西3-6-1	048-572-2411
22	堀江病院	太田市高林東町1800	0276-38-5110

(表2)

令和7年度熊谷市国民健康保険・後期高齢者医療制度脳ドック助成指定医療機関

	医療機関名	所在地	電話番号
1	籠原病院	美土里町3-136	048-532-6747
2	関東脳神経外科病院	代1120	048-521-3133
3	熊谷外科病院	佐谷田3811-1	048-521-4115
4	熊谷総合病院	中西4-5-1	048-521-0065
5	埼玉慈恵病院	石原3-208	048-521-0321
6	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	板井1696	048-536-9900
7	中央脳神経外科	中央1-142	048-529-2525
8	西田クリニック	末広2-21	048-525-2100
9	まつだ整形外科クリニック	弥藤吾180-1	048-567-0753
10	ゆうあい内科・脳神経クリニック	太井1685-1	048-522-8880
11	石井クリニック	行田市下忍1089-1	048-555-3519
12	いしばし脳神経内科クリニック	深谷市宿根1430-2	048-598-7878
13	磯部クリニック	深谷市新井926	048-575-1131
14	小川赤十字病院	比企郡小川町小川1525	0493-72-2333
15	小暮医院	深谷市中瀬1216	048-587-1262
16	埼玉成恵会病院	東松山市石橋1721	0493-23-1221
17	東松山市立市民病院	東松山市松山2392	0493-24-6111
18	深谷寄居医師会メディカルセンター	深谷市上柴町西3-6-1	048-572-2411

熊谷市は、肥満がないのに高血糖の人の割合が県平均の1.7倍。健診でのチェックが欠かせません。

特定健診を受けましょう!

特定健診は、40歳以上75歳未満の国保被保険者を対象に無料で実施されています。対象者には市から案内が届きますので、ぜひ受診してください。

◆ 特定健診の受け方

予約

届いた案内を確認し、指定医療機関に直接予約をします。

受診

受診当日はマイナ保険証(または資格確認書等)と受診券と質問票をお持ちください。



主な検査項目

- 問診
- 身体計測(身長・体重・腹囲)
- 血圧測定
- 血液検査(脂質・肝機能・血糖)
- 尿検査(尿糖・尿たんぱく)など

※必要に応じて詳細な検査が行われる場合があります。

結果

健診結果の通知とともに、健康づくりに役立つ「情報提供」が行われます。また、生活習慣病のリスクに応じて**特定保健指導**が行われます。

◆ 特定保健指導

動機付け支援

生活習慣病のリスクが中程度の人に対し、生活習慣改善のための目標設定などの指導が実施されます。

積極的支援

生活習慣病のリスクが高い人に対し、生活習慣改善のための3か月以上の継続的な支援が行われます。

マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証があれば、受付がスムーズになるだけでなく、下記のようなさまざまなメリットがあります。



データに基づく、より良い医療が受けられる

マイナポータルにより、健診結果や服薬歴などを医師・薬剤師と共有できるので、より良い医療が受けられます。



手続きなしで、限度額を超える支払いが免除

医療費が高額になったとき、「限度額適用認定証」等がなくても窓口負担が限度額までとなります。

※1 国保税の納付状況等により、区分を確認できない場合があります。

※2 住民税非課税世帯(おまたは区分Ⅱ)の期間で、過去1年間の入院日数が91日以上の方は手続きが必要です。

★ 利用には事前の申請・登録が必要です★

① マイナンバーカードを申請(未取得の場合)

- ・オンライン申請(パソコン・スマートフォン)
- ・郵便による申請
- ・まちなかの証明写真機からの申請



▲詳しくはこちら

※暗証番号が不要なカードを申請することもできます。

② マイナンバーカードを健康保険証として登録

- ・マイナポータルから行う
- ・セブン銀行ATMで行う
- ・医療機関・薬局の受付で行う



▲詳しくはこちら

特定健診で生活習慣病の兆候を早期に発見できます。毎年受診しましょう。40歳代からの健診が重要です。

こんなときは14日以内に届け出を!

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	● 転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	● 健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	● 健康保険の資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	● 保護者のマイナ保険証(または資格確認書) ● 母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	● 保護受給証明書
	外国籍の人が加入するとき	● 在留カード ● パスポート
国保をやめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	● マイナ保険証(または資格確認書)
	職場の健康保険に加入したとき	● マイナ保険証または国保と職場の健康保険の資格確認書(後者が未交付の場合は、加入を証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	● マイナ保険証(または資格確認書)
	被保険者が死亡したとき	● 死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	● マイナ保険証(または資格確認書) ● 保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	● マイナ保険証(または資格確認書) ● 在留カード等
その他の届け出	世帯主、氏名が変わったとき	● マイナ保険証(または資格確認書)
	世帯を分けたり、一緒になったりしたとき	● マイナ保険証(または資格確認書)
	修学のため別に住所を定めるとき	● マイナ保険証(または資格確認書) ● 在学証明書
	施設等に入所のため市外に転出するとき	● マイナ保険証(または資格確認書) ● 施設等の入所証明書
	マイナ保険証または資格確認書を紛失・破損したとき	● 身分を証明するもの(使えなくなったマイナ保険証など)

※マイナ保険証がない場合は、マイナンバー(個人番号)と本人確認書類が必要です。

制度改正等により、内容が一部変更になる場合があります。



禁無断転載 © ライズファクトリー
K24013-2-UP

この「熊谷市の国民健康保険」は20,000部作成し、1部あたりの単価は37円です。